

給与支払報告書の提出は、 1月31日までをお願いします。

※期限を過ぎると課税決定が遅れる場合があります

● 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出について

（以下、「総括表」、「個人別明細書」とします）

- 令和7年1月1日現在、守口市にお住まいで給与等の支給を受けているすべての受給者のものを、守口市に提出してください。
※令和6年の途中で退職した方については、退職時の住所地の市区町村に提出してください。
- 守口市に報告する人員がいない場合、総括表の「**報告人員なしの場合**」欄に記載し、提出してください。
※提出がない場合、後日確認の連絡をさせていただくことがあります。
- 給与支払報告書の作成事務を委託されている場合、お送りした封筒ごと担当税理士等にお渡しください。
- 前職分を含めて年末調整を行った方がいる場合、総括表の「**前職分給与を含んでいる人はいますか？**」欄の「該当あり」に○をして提出してください。
その際、該当者の個人別明細書の摘要欄に、前職の会社名、給与等の金額、社会保険料の金額等を記載してください。
※記載がない場合、後日確認の連絡をさせていただくことがあります。
- eLTAX等で電子申告をされる場合、郵送や持参での提出は**不要**です。
- 総括表と個人別明細書は、必ず一緒にご提出ください。

● 特別徴収義務者の所在地・名称・電話等変更届出書の提出について

- 個人住民税関係書類の送付先に変更がある場合は、変更後の送付先を記載のうえ、所在地の記載をして提出してください。
※書類の送付先と所在地が同じ場合は「同上」で結構です。

《記載例》	個人住民税関係書類の送付先 〒 570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目 2番5号	→	個人住民税関係書類の送付先 〒 570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号 給与支払者の所在地 〒 同上

- 個人住民税関係書類の送付先に変更がなく**所在地のみ変更がある場合**でも、同変更届の提出をお願いします。
- 法人番号または個人番号が昨年度提出いただいた番号から変更されている場合は、**変更前、変更後の番号**を記載して提出してください。
- 変更・訂正等がない場合は、同変更届の提出は**不要**です。

★ 普通徴収の方がいる場合は、普通徴収切替理由書の添付が必要ですので、別紙を必ずご確認の上、提出をお願いします。

★ 給与支払報告書（総括表）について、守口市様式を用いるようお願いいたします。

◎ この書類は、令和6年中に守口市在住の従業員がいると思われる給与支払者宛にお送りしています。

◎ 裏面の個人別明細書の記載例もご参照ください。

**令和7年度給与支払報告書をeLTAXで提出された場合、
令和8年度の給与支払報告書（総括表）は送付しません。**

守口市